

# 支援を必要とする子どもに対する 学校の役割について

○子どもの貧困対策

～支援が必要な子ども（とその家庭）を，確実に支援につなげるために～

平成27年11月30日

平成27年度第2回狛江市総合教育会議

# 会議の概要（アウトライン）

## 1) 背景

▽ひとり親家庭の増加と親の所得減少，親が働いている場合の貧困率が他国と比べて高い，子どもの学力に及ぼす影響への懸念

⇒子どもの貧困対策推進法(平成26年1月)，子どもの貧困対策に関する大綱(同8月)「学校を貧困の連鎖を断ち切るプラットフォームに」

▽生活困窮者と生活保護受給者の増大（貧困の連鎖）

⇒生活困窮者自立支援制度(平成27年4月)，厚労省と文科省が福祉部局と教育委員会の連携強化を要請(同年3月)

## 2) 現状把握・課題整理

- ・学校では，家庭環境に問題のある（ありそうな）児童・生徒はどのように発見され，対応しているか？
- ・学校の特性を活かした『支援を必要とする子の把握』，児童福祉部局(児童青少年部・福祉保健部)や関係機関との違い



## 3) 今後の方向性

- ・教育委員会，学校，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと児童福祉部局の連携
- ・支援を必要とする子ども（とその親，家庭）を福祉に繋げていくための，窓口となる学校や教育委員会の協力

★会議の目的：現状認識と課題及び今後の方向性を共有すること

## 背景1.子どもの貧困対策法，貧困対策の大綱

### ▽子どもの貧困の深刻化

- ・ひとり親家庭の増加と親の所得減少
- ・親が働いている場合の貧困率が他国と比べて高い（＝働いても貧困から抜け出せない）

子どもの貧困率 16.3%（平成25年国民生活基礎調査）

国際比較 OECD 34カ国中25位（15.7%，平成22年国民生活基礎調査）

- ・子どもの学力に及ぼす影響への懸念



### ▶ **子どもの貧困対策の推進に関する法律**（平成26年1月17日施行）

- ・子どもの貧困対策の推進における基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を規定
- ・国及び地方公共団体は，教育の支援，生活の支援，保護者に対する就労の支援，経済的支援に関し，必要な施策を講ずるものとする。

### ▶ **子どもの貧困対策に関する大綱**（平成26年8月29日閣議決定）

- ・学校を「子どもの貧困の連鎖を断ち切るプラットフォーム」に位置付け

## 背景2.生活困窮者自立支援制度と国の要請

▽生活困窮者と生活保護受給者の増大が社会問題化、『貧困の連鎖』の懸念

- ・年収200万円以下の勤労者は全体の3割に上る
- ・生活保護受給者が制度創設以来、過去最高になる（平成23年7月）

▽生活保護制度の改革と生活困窮者自立支援制度の導入の一体的実施



★**生活困窮者自立支援法**（平成27年4月1日施行）

➡ **厚生労働省通知**（平成27年3月27日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長）

- ・支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。
- ・相談支援員等は、日頃から学校に出向き必要な情報交換を行う（…略）**学校関係者とのつながりを構築することが重要である。**

➡ **文部科学省通知**（平成27年3月27日 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長）

- ・福祉部局に対し、学校等が把握している児童生徒等の状況を、教育委員会（…略）を通じて情報提供すること（…略）が必要です。
- ・**自治体又は自立支援事業実施者の相談支援員等が情報の把握のために学校等を訪問した際には必要な情報交換を行うようお願いします。**

## 現状

### ▶ 学校における子どもの異変の気付き・発見と対応

- ・気になる子どもへの声かけから，担任・学年主任・生活指導主任を中心に対応，学年単位(場合により学校単位)での情報共有
- ・教育研究所(教育相談室)との連携
- ・スクールカウンセラーの巡回，スクールソーシャルワーカーの派遣 など

スクール カウンセラー	児童生徒へのカウンセリング 教職員・保護者への助言・援助 緊急時の児童生徒の心のケア 等	市職員 8名 (嘱託・週 3日程度) 都職員 10名 (月 2日程度)
スクール ソーシャルワーカー	問題のある児童生徒の置かれた環境 (家庭・友人関係等) への働きかけ 関係機関・団体との連携，調整 等	市職員 2名 (嘱託・週 3日程度)

### ▶ 市役所(福祉保健部・児童青少年部)や関係諸機関における要支援者の把握

- ・福祉総合相談など市の各種相談窓口における相談
- ・全児童・生徒への SOS カードの配布による連絡先(相談先)の周知
- ・子ども家庭支援センター，児童相談所，民生委員・児童委員等々の関係機関や第三者の通報による把握

など

## 子どもの異変の気付き，要支援者の把握

### ▶ 市役所や関係機関と学校の違い（＝学校の特徴）

- ・市役所，関係機関＝基本，救いを求めて自ら来る（※例外として地域住民などによる通報はあるが）



- ・学校＝担任や仲間が，子どもの様子が普段と違うことに『気付く』  
（学校＝子どもが日中のほとんどの時間を，一定の，ある程度安定した人間関係の中で過ごす）

⇒今，課題になっている『支援が必要な子ども（とその家庭）を早期に見つける』には，学校は適していると言えるのではないか。

生活困窮者は，地域から孤立していることも多く，これらの者が行政の相談窓口等に来ることを待っているだけでは必要な支援につなげることができない。（・・・略）こうした者を早期に把握し，早期に支援につなげることが必要である。

平成25年1月社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書

## 今後の方向性

### ■ 基本的な認識

☞ 支援が必要な子ども（とその家庭）を救うために、今、学校の力が必要である。

⇒ 支援が必要な子ども（とその家庭）を、確実に支援につなげるために...

- ・ 学校，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと児童福祉部局，関係機関との連携
- ・ スクールソーシャルワーカーの活動の推進(そのための環境整備)
- ・ 教育委員会・学校の協力

